

2019年5月24日

株式会社静岡銀行

しずぎん反復利用型マイカーローン規定(当座貸越規定)の変更について

しずぎん反復利用型マイカーローン規定(当座貸越規定)を下記のとおり変更します。

記

・反復利用型マイカーローンの最低返済額算出式の変更

(1) 変更日 2019年6月3日

(2) 変更内容

変更前	変更後
<p>第5条（定例返済）</p> <p>1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に、直近の当座貸越借入請求書により借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の貸越金残高を120で除した金額(5,000円単位、端数切上)を下限とし、5,000円単位で指定するものとします。</p>	<p>第5条（定例返済）</p> <p>1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に、直近の当座貸越借入請求書により借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の貸越金残高を120で除した金額(<u>1,000円単位</u>、端数切上)を下限とし、<u>1,000円単位</u>で指定するものとします。</p>